きさいじこう へんこう とど で あたら Q.5) 記載事項の変更を届け出たら、新 しい在 留カードが発行さ れるの?

**じゅうきょち** じゅうしょ へんこうとどけで はあい ざいりゅう A.) ●住居地(住所)の変更届出をした場合:在留カードの裏面 に新しい住所が記入されるだけで、新しいカードの交付はさ しゅうきょちいがい きさいじこう へんこうととけて はあい れません。●住居地以外の記載事項の変更届出をした場合:

変更の届出をする度に、新しいカードが交付されます。

にゅうこく じゅうきょち とどけで おこな ひつよう

Q.6) 住居地の届出は、入国してからいつまでに行う必要がある

ちゅうちょうきざいりゅうしゃ にゅうこく A.) 中長期在留者は、<u>新しく日本に入国した後、住む所が決</u> じゅうよっかいない じゅうしょ しちょうそん まってから14日以内に、その住所がある市町村に、住所を届 じゅうよっかいない ばあい け出てください。14日以内に届けなかった場合、20万円以下 の罰金を払わなければならないことがあります。また、正当な りゅう にゅうこく あと にちいない す ところ とと 理由なく、入国 した後、90日以内に住む 所 を届けなかった ばあい ざいりゅうしかく と サ にちいない 場合、在留資格が取り消されることもあります。

じゅうしょ

**Q.7)** 引越しにより住所を変更した場合の手続きは?

A.) 中長期在留者が住所を変更した場合には、<u>前の住所のあ</u> し 5ょうそん てんしゅつとどけ あたら じゅうしょ き じゅうよっか る市町村で転出届をし、新しい住所が決まってから14日 以内に、新しい住所のある市町村で、在留カードを提出し、 <u>転 入 届 の手続き</u>をしてください。 入 管 に届け出る必要はあり ません。この手続きがきちんと行われなければ、罰則や在住資かく とりけ たいしょう 格の取消しの対象になることがあります。

ざいりゅう ひつよう Q.8) 直ちに在留カードに換える必要がないとのことですが、外 くじんとうろくしょうめいしょ

国人登録証明書は持っている必要があるの?

ざいりゅうかんりせいど たいしょう A.) 新 しい在留管理制度の対 象となる人が持っている外国人登録 しょうめいしょ げんぞく せいと はじ ひ ねん かっここのか 証明書は、原則、【その制度が始まる日(2012年7月9日) から3年後】または【在留期間の満了日(終わる日)】のいずれ ざいりゅう か早い日までは在留 カードとみなされますので、在留カードと 同様に、いつも持ち歩いていなければなりません。

がいこくじんとうろくしょうめいしょ ざいりゅうきかん Q.9) 外国人登録証明書の期間や在留期間が満了する前に在留 カードに換えたいのですが、どうすればいいの?

がつここのかい こう ちゅうちょうきざいりゅうしゃ A.) すでに日本に住んでいる中長期在留者は、7月9日以降、地 方入国管理局の窓口に行って申請すれば、原則として、その日 のうちに在留カードへの切替えができます。郵送で受け取るこ とはできません。

ざいりゅう よご なに  $\mathbf{Q.10}$ ) 在留カードをなくしたり汚してしまったり、何かの衝撃 でICチップが壊れてしまった場合には、どうすればいいの?

A.) すぐに地方入国管理局に行って、再交付の手続きをしてくださ い。ただ、ICチップには、在留カードの表面に書かれて いる事項以外の情報は記録されていませんので、自分に関する 様々な情報がもれてしまう心配はありません。しかし、IC ほんにんかくにんしりょう チップが壊れてしまった場合には、本人確認資料として提示した ほんもの ときに、カードが本物かどうか疑われるかもしれません。

> がいこくじんそうごうそうだん さいたま

「外国人総合相談センター埼玉」: TEL.048-833-3296 月~金曜日 9:00 am  $\sim 4:00$  pm (祝日・12/29  $\sim 1/3$  を除く) 问题5)在留卡的内容变更申请提出后,会发新的在 留卡吗?

**回答)●因搬家申请变更住址时**:新住址会登记到在 留卡的背面,不会发给新的在留卡。

●申请变更住址以外的内容时:每次申请变更后就会 发放新的在留卡。

### 问题6)到日本以后的住址申报需要在入境后几天之 内办完?

回答)新来日本的中长期在留资格者,需在决定居 住地后14天内,到居住地的市町村政府去申报居住 地。14天内不去申报的,要处以20万日元以下的罚 款。另外无正当的理由在入境后90天内不去申报居 住地的,可能会遭到取消本人的在留资格的处分。

#### 问题7)因搬家要变更住址时该如何办理手续?

回答) 持有中长期在留资格的人在变更住址时,先 要到原住址的市町村政府提出迁出申请,搬到了新 住址以后在14天以内到新住址的市 町村政府机关持在留卡办理迁入登

记。无需向入管局申报。此项手续 如不照规定执行,有可能会受到处 罚或取消在留资格的处分。



# 问题8)没有必要马上去更换在留卡,那现在所持有 的外国人登录证书还有必要随身携带吗?

回答)新的在留管理制度引进后,不需要立刻更换 在留卡,原则上是"从2012年7月9日开始的三年以 内"或是"在留期限的到期日(截止日)两者先到 日期为止,外国人登录证明书将被视作在留卡,所 以与在留卡同样必须随时携带。

## 问题9) 想在外国人登录证明书或在留资格更新期限 之前换成在留卡该怎么办?

回答)在日本有中长期在留资格的人在7月9日以后 到地方人国管理局去申请,原则上是当天就可以领 取在留卡。不可以邮送。

## 问题10)如果在留卡污损或因撞击而造成IC晶片受到 损坏时该怎么办?

回答)请马上到地方入管局去补办在留卡。但因在 留卡的IC晶片里除了卡上记载的事项以外没有更多 内容,不用担心自己的情报会被泄漏。但需注意的 是,如果在留卡的IC晶片受损的话, 在留卡里记载的本人情报将无法解

读,在作为确认本人身份的资料出示 时,有可能被怀疑在留卡的真假,请 爱护使用。

"埼玉**外国人総合**咨询中心":电话:048-833-3296 星期一至星期五 上午9点~ 下午4点 (法定假日・12/29 ~1/3 除外)